

身体的拘束等の適正化のための指針

平成31年4月1日制定

社会福祉法人足利むつみ会（高齢部門）

（総則）

第1条 この指針は、特別養護老人ホーム青空（指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護（介護予防を含む））及びデイサービスセンター青空（以下「特養青空等」という。）において、利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の適正化を図り、もって利用者の人権および尊厳を守るために、必要な措置を講ずるため制定する。

- (1) 身体的拘束等の理解
- (2) 身体的拘束等の防止
- (3) 身体的拘束等の適正化

（身体的拘束等の定義）

第2条 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような11の行為を身体的拘束等にあたるとしている。

- ① 徘徊しないように、車イスや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車イスや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体的拘束等とみなすものとする。

（身体的拘束等の適正化の根拠）

第3条 以下の見地に立ち、特養青空等では身体的拘束等の適正化に向けて取り組むものとする。

- (1) 特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第13号。以下「基準条例」という。）第37条第6項
「ユニット型特別養護老人ホームは、利用者へのサービスの提供に当たっては、当

該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」

(2) 基準条例第 37 条第 7 項

「ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」

(3) 基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体的拘束等を行うことはその基本的人権を侵害することである。

(役割)

第 4 条 身体的拘束等の適正化について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。

(1) 施設長

身体的拘束等の適正化を当施設運営の重要課題として位置付け、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。

(2) 生活相談員

身体的拘束等の適正化に向けての情報収集及び体制づくりを行う。

(3) ユニットリーダー

身体的拘束等の適正化に向けて、現場で発生する問題や課題の解決にあたる。

(4) 介護職員

身体的拘束等の適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集の後、ユニットリーダーに相談する。

(5) 看護職員

身体的拘束等の適正化について、看護面から関与を行う。日常の看護業務から身体的拘束等の適正化に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(6) 介護支援専門員

身体拘束廃止に向けて、介護サービス計画からの関与を行う。適切な支援方法、環境整備、助言及び指導を行う。

(7) 管理栄養士

身体拘束廃止に向けて、栄養面からの関与を行う。日常の食事摂取の方法、栄養管理業務から身体的拘束等の適正化に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(定期的な研修の実施)

第 5 条 身体的拘束等の適正化を図るため、当施設内において、介護職員その他の職員に対し、研修を年 2 回以上実施する。

(委員会の設置)

第 6 条 身体的拘束等の適正化について施設を挙げて取り組むため、当施設に「身体拘束適正化検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会は次に掲げるもので構成する。

ア 施設長

- イ 関係課長
- ウ 生活相談員
- エ 介護職員
- オ 看護職員
- カ 介護支援専門員
- キ 管理栄養士
- ク その他、施設長が必要と認めた職員（外部の専門職も含む）

- (2) 施設長は上記職種から委員長を任命することができる。
- (3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
- (4) 委員会は、概ね3か月に1回以上開催することとし、必要がある場合は随時開催する。
- (5) 委員会はワーキングチームとしてケース会議（メンバー：施設長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員・管理栄養士）を内部に設ける。
- (6) 介護支援専門員は話し合いの内容を委員会へ報告する。

（委員会の任務）

第7条 委員会は下記の業務を行う。

- (1) 身体的拘束等の問題提起に至る経過を確認する。
- (2) 代替案について、多面的な検討を行い決定する。
- (3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメントを行う。
- (4) 身体的拘束等の適正化についての施設内研修を実施し、啓発する。
- (5) 外部で開催される身体的拘束等の適正化についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は施設内で伝達研修を行う。

（その他の活動）

第8条 身体的拘束等の適正化に向けて恒常的に次の活動を行う。

- (1) 契約書・重要事項説明書に当施設の方針を明示する。
- (2) 当施設の身体的拘束等の適正化への取り組みについて家族等に対して周知する。

（新規利用者への具体的な対応）

第9条 新規利用者への具体的な対応は以下のとおりとする。

- (1) 利用前の環境における情報収集

生活相談員は、利用前面接時、身体的拘束等を受けているかどうかを確認し、受けているという情報を得た場合、できる限りその利用者のところに赴き、以下の情報を収集する。

- ア どのような種類の身体的拘束等を受けているか。
- イ どのような理由で身体的拘束等を受けているか。
- ウ どのような時間帯に身体的拘束等を受けているか。
- エ いつごろから身体的拘束等を受けているか。
- オ これまで身体的拘束等を適正化しようとする試みはあったか。あったとしたらその経過。

カ 身体的拘束等を受けていることで新規利用者にどのような影響がでているか。

キ 身体的拘束等についての本人や家族の意向。

(2) 身体的拘束等の適正化についての方針の説明

新規利用者が利用前の環境において身体的拘束等を受けている、いないに関わらず、当施設の身体的拘束等の適正化についての方針を利用者及び家族に説明する。

現在、身体的拘束等を受けている新規利用者には特に念入りに説明する。

(3) 身体的拘束等の適正化に向けた検討会議

生活相談員は身体的拘束等の適正化に向けた検討会議を開催し、(1)で得た情報に関係する職種に伝え、身体的拘束等の適正化のための具体策について検討する。

(4) 利用

利用時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体的拘束等の適正化に向けての取り組みを利用者及び家族に説明し、身体的拘束等の適正化に向けた取り組みを開始する。

利用と同時に身体的拘束等の適正化を行うことが困難な場合は、次項に準ずる。

(すでに利用している利用者への具体的な対応)

第 10 条 すでに利用している利用者への具体的な対応は以下のとおりとする。

(1) 問題提起

ある利用者について身体的拘束等が必要と判断された場合は、ユニットリーダーを経由してケース会議で話し合い、施設長に報告する。施設長は実施の前に必ず委員会を開催し、その妥当性を検討する。

(2) 身体的拘束等の可否の決定

上記のプロセスを経て、身体的拘束等を行うかどうか施設長が決定する。

(身体的拘束等を実施する場合の手続)

第 11 条 利用者の個々の心身の状況などを勘案し、疾病・障害等を理解した上で、身体拘束を行わないケアを提供することが原則であるが、次の 3 要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことができるものとし、下記のプロセスを経て、身体的拘束等を実施するものとする。

①切迫性：利用者又はその他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

(1) 委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要素を確認する。

生活相談員又は介護支援専門員は「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」を作成し、入居者・家族等に説明し同意を得る。

(2) 介護職員等は身体的拘束等を行っている期間中、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録」に記入する。予め定められた頻度で再検討を行う。

(身体的拘束等の期間)

第 12 条 原則 1 か月未満の日数単位の間として、拘束・行動制限の必要な理由、身体的拘束等の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」に確認の署名をもらう。

(記録の保管)

第 13 条 委員会の審議内容等、施設内における身体的拘束等に関する諸記録は利用終了後 5 年間保管する。

(指針等の閲覧)

第 14 条 この指針は、利用者及びその家族等がいつでも高齢部門の施設、事業所にて閲覧できるようにするとともに、法人ホームページに掲載するなどにより閲覧の推進に努める。

(指針等の見直し)

第 15 条 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 8 年 1 月 25 日から施行する。